

新富町住宅耐震化緊急促進アクションプログラム 2025

1. 取組目的

新富町では、新富町建築物耐震改修促進計画に基づき、住宅の耐震化を促進するため、所有者に対して耐震性に関する意識の向上に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や支援制度の充実など必要な施策を講ずることとしております。

そこで本プログラムでは、戸別訪問等による所有者への積極的な普及啓発を行います。

2. 対象区域、対象建築物の設定

対象区域 : 新富町全域

対象建築物 : 昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅（平屋又は 2 階建て）

3. 取組期間

本プログラムの取組期間は、新富町建築物耐震改修促進計画と整合させ、下記のとおりとします。

取組期間：2019 年度～2026 年度（8 年間）

年度	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	2025 (R7)	2026 (R8)
戸別訪問等								

4. 令和 7 年度取組内容

（1）戸別訪問等の方法により住宅所有者に対して直接的に耐震化を促す取組

- ① 対象建築物約 1,373 戸（所有者約 1,338 名）に対してダイレクトメールを送付する。なお、令和元年度から 8 ヶ年計画にて対象全戸にダイレクトメールを送付予定。
- ② ダイレクトメール送付により戸別訪問を希望される方に対して、戸別訪問を優先して実施する。
- ③ 戸別訪問はリーフレット等を用いて耐震化の必要性・補助制度を説明する。
- ④ 訪問結果（訪問日、訪問者、説明内容等）を記録・整理する。

（2）耐震診断支援した住宅に対して耐震改修を促す取組

- ① 耐震診断の結果報告時に、耐震改修について説明する。
- ② 耐震診断後に耐震改修を行ったかどうか把握できていない住宅所有者に対して、ダイレクトメールにより耐震改修を促す。

（3）改修事業者等へ技術向上を図る取組及び住宅所有者から改修事業者等への接触が容易となる取組

- ① 県と共同で事業者育成講習会を実施する。
- ② 県が作成した改修事業者一覧をホームページに掲載する。

（4）耐震化の必要性に係る周知・普及

- ① 広報誌において、耐震改修の必要性を周知する。
- ② 耐震相談窓口（ブース設置）を設置する。
- ③ 耐震補助のリーフレットを作成・配布する。

5. 令和7年度目標

	目標戸数（戸）	事業予算額（千円）
ダイレクトメール	100	
戸別訪問	5	
耐震診断	15	1,950
耐震改修	1	1,150

6. 前年度までの実績

○戸数実績

（戸）

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
耐震診断	2	5	4	1	1	2	5	2	1	4	8	5	3	2	10	20	15	15	25	130
耐震設計											1	1	2	0						4
耐震改修							0	1	0	0	1	1	1	1	0	2	1	1	0	9
ダイレクトメール															221	121	341	317	46	1046

○事業費実績

（千円）

年 度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	合計
耐震診断	90	225	180	45	45	120	300	120	60	240	480	300	180	120	600	2600	1950	1950	3250	12855
耐震設計											180	327	550	0						1057
耐震改修							0	1480	0	0	919	1061	2145	430	0	801	1439	552	0	8827

7. 自己評価

（１） 前年度（令和6年度）の取組実績

- ① 町ホームページに補助制度の内容を掲載した。
- ② 広報誌において、耐震改修の必要性を周知した。
- ③ 一部の対象者へダイレクトメールを送付した。

（２） 前年度（令和6年度）の課題

- ① 耐震診断については件数が増加しているものの耐震改修までは至っておらず耐震化が進んでいるといった状況ではない。

（３） 改善策

- ① 住宅所有者に耐震化の必要性を伝えるダイレクトメールを送付し、耐震化の促進を図ると共に補助制度の周知を図る。